

平成22年度強い農業づくり交付金の改正（要点）について

1 産地競争力の強化

(1) 追加となった取組

- ・畜産周辺環境影響低減、地球温暖化対策、集出荷貯蔵施設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用、草地環境基盤整備対策

(2) 削除となった取組（他の取組と一元化した取組を含む）

- ・農畜産物販路拡大、甘味資源作物・でん粉原料いも産地再編整備、畜産新技術、耕種作物活用型飼料増産、多角的農作業コントラクター育成、原油高騰対策、輸入急増農産物、飼料基盤活用の促進

(3) 取組名の変更

地産地消及び産地直接販売を地産地消に変更。

(4) 整備事業の内容

- ・取組の削除・追加に伴い、資料基盤条件整備を削除し、草地環境基盤整備を追加。
- ・バイオディーゼル燃料製造供給施設、畜産周辺環境影響低減施設の追加。
- ・飼料作物関連施設を自給飼料関連施設に名称を変更。
- ・畜産新規就農者研修施設、共同利用機械整備、施設等整備附帯事業は補助対象外となるため、削除。

2 経営力の強化

(1) 特定地域経営支援整備の創設に伴い、経営構造対策を削除。

(2) 削除する取組（推進事業）

- ・農薬飛散防止普及活動緊急支援、農地利用集積の推進、新規就農の促進のうち若者・女性就農チャレンジ支援

3 食品流通の合理化

変更なし。

平成22年度強い農業づくり交付金の配分方針について

1 趣旨

交付金の市町村への配分については、国が定める一定の基準内で、県へその裁量権が委ねられているところであるが、交付金制度の公平かつ効果的な運用を図るため、次のとおり交付金の配分方針を定めるものとする。

2 配分方針

(1) 配分対象事業

交付金の配分の対象とする事業は、原則として国から県への配分にあたって算定対象とされた事業とする。

(2) 最優先配分対象事業

優先的事业加算ポイントを設定した事業について、国からの配分額の範囲内で最優先に配分する。

(3) 優先配分対象事業

優先的事业加算ポイントを設定しない事業については、各事業の評価ポイントに配慮しつつ、「担い手の育成」、「農地の利用集積」等に、より高い効果が期待される事業について優先的に配分する。

3 関連事項

事業効果を高めるとともに、交付金の効率的な運用を図るため、各事業実施主体には事業内容を精査して可能な限り対象事業費の縮減を求めるものとする。

優先事業加算ポイントについて

事業実施計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した実施計画を3つまで採択でき、対象事業実施計画については、2ポイントを加算できる。

ただし、当該加算を付与した事業実施計画については、都道府県において優先的に事業採択しなければならない。